

令和6年度農山漁村発イノベーションプランナー募集要領

公益財団法人宮崎県産業振興機構
(みやざきフードビジネス相談ステーション)

1 目的

みやざきフードビジネス相談ステーション（以下、「ステーション」という。）では、農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等が抱える課題の解決を図り、効果的な支援を行うため、専門的な知識及び経験を有する人材（農山漁村発イノベーションプランナー）を次のとおり募集します。

2 主な業務内容

- (1) 支援対象者の経営改善戦略の作成支援
- (2) 支援対象者の経営改善戦略の実現に向けた支援
- (3) ステーションが依頼する会議への出席
- (4) その他商工業者とのマッチング支援

3 応募資格

農山漁村発イノベーションプランナー（以下、「プランナー」という。）に応募する者は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす必要があります。

(1) 基本要件

- ア 宮崎県内に拠点があり、県内全域での活動が可能であること
- イ ステーションの派遣依頼に柔軟に応じることが可能であること

(2) 学識要件

次に掲げる1つ以上の分野について高度な専門知識を有しており、具体的な支援を行った実績があること。

①経営分析、経営診断	⑭6次産業化事業体の設立
②経営管理支援	⑮雇用、人材育成
③農林水産物の生産技術	⑯広告、宣伝
④農林水産物の加工技術	⑰ブランディング
⑤新商品企画の情報収集、分析	⑱補助事業の情報収集
⑥新商品企画	⑲他事業者とのネットワーク
⑦新商品の商品設計	⑳宗教
⑧新商品の販路開拓	㉑輸出
⑨小売	㉒資金調達
⑩サービスの提供	㉓申請書類等の作成
⑪品質管理	㉔農業観光
⑫生産管理	㉕農福連携
⑬法令	㉖その他（ ）

(3) コミュニケーション能力要件

- ア 支援対象者と適切なコミュニケーションをとることができ、支援対象者の抱える本質的な課題を把握して、経営改善戦略の作成・実行に必要な助言や課題解決策を提案できること
- イ (2) の学識要件で自分が専門知識を有すると答えた分野以外での各分野の人材にも精通していること。

4 登録期間及び謝金

(1) 登録期間

プランナー登録日から令和7年3月31日まで

(2) 謝金

1時間あたり8,250円(税込)を支給します(1回の上限は4時間程度)。

(3) 旅費

現地への出張が必要な業務については、公益財団法人宮崎県産業振興機構の旅費規程により旅費を支給します。

5 選定方法

書類審査及び面談により選定を行います。

(1) 面談日時

令和6年4月下旬～9月上旬

※詳細は応募書類受付後、個別に調整させていただきます。

(2) 面談場所

みやざきフードビジネス相談ステーション内会議室(オンラインによる面談も可)

(3) 結果通知

審査終了後、速やかに通知します。

※審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

6 提出書類

次の応募書類に必要事項を記入の上、提出してください。なお、提出された応募書類は返却しません。

(1) 応募書類

みやざき農山漁村発イノベーションプランナー登録申請書

(2) 提出部数

1部

(3) 提出締切

令和6年8月30日(金)

(4) 提出先

公益財団法人宮崎県産業振興機構(みやざきフードビジネス相談ステーション)

住所：〒880-0811 宮崎市錦町1-10

宮崎グリーンスフィア壺番館3階

電話：0985-89-4452

FAX：0985-89-4468

e-mail：fujishima-harumi@mepo.or.jp

担当：藤島

7 留意事項

- (1) プランナーは、支援対象者の抱える課題に応じてステーションからの依頼に基づき活動していただきます。このため、登録されても、必ずしも業務の依頼があるとは限りません。
- (2) 支援の実施にあたっては、ステーションの担当職員と十分な打合せを行ってください。
- (3) プランナーとしての学識や経験を周知して対象者に広く活用いただくため、氏名、専門分野、連絡先等を公表することがあります。なお、これらプランナーの周知・広報活動に対する対価は支払いません。
- (4) 登録期間中に知り得た個人情報等の内容を他人に知らせ、または他の目的に利用してはなりません（秘密保持に関する誓約書を提出いただきます）。
- (5) 応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選定は無効となります。